

丸山グリーン調達ガイドライン

版番号：00

制定日：2024 年 10 月 1 日

株式会社丸山製作所

改訂履歴

版番号	頁	改定年月日	改定内容
00	全頁		全面改訂
01			
02			
03			
04			
05			

1. はじめに

丸山製作所グループは、環境方針のもと持続可能な循環型社会形成のため、製品の全ライフサイクルを通して地球環境への負荷の最小化を目指します。近年では、環境負荷物質の含有について積極的に取り組まれる企業も増え、環境負荷低減に対する要望も多くいただいております。そのため、丸山製作所グループでは生産活動や製品の使用・廃棄時に、環境負荷の小さい製品の開発を行っております。開発のうえで環境負荷の小さい資材・部品等の調達（グリーン調達）が必要となります。お取引先様におかれましては、丸山製作所グループが行うグリーン調達へのご協力をお願い申し上げます。

2. グリーン調達とは

環境への負荷が出来るだけ小さい物品を、環境に配慮する取り組みを行っている事象者から優先的に調達することをいいます。グリーン調達を行ううえで大切になるのが「化学物質管理」になります。

3. 化学物質管理について

製品は様々な部品で構成されています。部品は原材料を加工して製作され、部品を組み合わせるのに副資材等が使用されます。化学物質管理としては、これら製品を構成している全ての物品（部品や原材料、副資材、包装材など）を対象に、環境負荷物質の含有を把握する必要があります。化学物質管理を行ううえで見逃してしまいがちですが、接着剤や塗料なども同様に行う必要があります。お取引先様で取り扱う物品についても、その構成部品や原材料、副資材等に環境負荷物質の含有があるかを把握・報告いただきたくお願い申し上げます。

4. 適用範囲

丸山製作所グループが調達する全物品（製品、部品、原材料、副資材、包装材等）に適用します。

5. お取引先様へお願いする内容

丸山製作所グループがお取引先様から納品いただく物品について、下記内容のご協力をお願い申し上げます。

1) 法令順守

下記関係法令を遵守してください。

- 化審法：第一種特定化学物質の含有禁止、第二種特定化学物質の含有報告
規制物質については経済産業省 HP よりご確認ください ([リンク](#))。
- 化管法：特定第一種指定化学物質と第一種・第二種指定化学物質の含有報告 (※)
規制物質については経済産業省 HP よりご確認ください ([リンク](#))。
※対象外のものもございますので、詳しくは経済産業省 HP をご参照ください([リンク](#))。
- 安衛法：労働安全衛生法第 55 条の禁止物質の含有禁止
第 55 条の禁止物質は以下の通りです。

	対象物質名	対象範囲
1	黄りんマッチ	—
2	ベンジジン及びその塩	1.0wt%以上
3	4-アミノビフェニル及びその塩	1.0wt%以上
4	石綿	0.1wt%以上
5	4-ニトロジフェニル及びその塩	1.0wt%以上
6	ビス(クロロメチル)エーテル	1.0wt%以上
7	β-ナフチルアミン及びその塩	1.0wt%以上
8	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の 5%を超えるもの	—

- 欧州 RoHS 指令：規制対象物質の閾値以上の含有禁止
※適用除外に関しては**別紙 2**をご参照ください。
規制物質は以下の通りです。

	対象物質名	略称	CAS 番号	閾値
1	鉛	—	7439-92-1	1,000ppm
2	水銀	—	7439-97-6	1,000ppm
3	カドミウム	—	7440-43-9	100ppm
4	六価クロム	—	18540-29-9	1,000ppm
5	ポリ臭化ビフェニル	PBB		1,000ppm

6	ポリ臭化ジフェニルエーテル	PBDE		1,000ppm
7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	DEHP	117-81-7	1,000ppm
8	フタル酸ブチルベンジル	BBP	85-68-7	1,000ppm
9	フタル酸ジブチル	DBP	84-74-2	1,000ppm
10	フタル酸ジイソブチル	DIBP	84-69-5	1,000ppm

- 欧州 REACH 規則：制限物質の制限条件への抵触禁止、認可対象物質の期限後の含有禁止、SVHC の 0.1wt% 以上の含有報告

※規制物質に関しては別紙 3、別紙 4、別紙 5 をご参照ください。

- 米国 TSCA：規制対象物質の閾値以上の含有禁止

規制物質は以下の通りです。

	対象物質名	略称	CAS 番号	閾値
1	デカブロモジフェニルエーテル	DecaBDE	1163-19-5	含有禁止
2	リン酸トリアリールイソプロピル化物	PIP (3:1)	68937-41-7	含有禁止
3	2, 4, 6 - トリ - ターシャリ - ブチルフェノール	2,4,6-TTBP	732-26-3	0.3wt%
4	ペンタクロロベンゼンチオール	PCTP	133-49-3	1wt%
5	ペルクロロブター - 1, 3 - ジエン	HCBD	87-68-3	含有禁止

- その他の法規制：適宜個別にご相談いたします。

2) ISO14001 の取得

ISO14001 に準拠した環境マネジメントシステムの構築、認証取得へ努めてください。

3) 環境影響の評価実施

下記内容についてご配慮いただき、環境への影響低減に努めてください。

- 原材料、部品、梱包材等

性能面：有害性（特に、環境負荷物質）、資源枯渇性、リサイクル性、分別性、再生資源の活用

構造面：耐久性、分解性、組立性、小型・軽量性、破砕性、材料の統一性

- 生産設備等

省エネルギー性、廃棄物発生抑制、地球環境保全性（地球温暖化防止、オゾン層保護）、地球環境保全性（大気、水質、騒音、振動、廃熱、臭気）、作業環境改善等

- 使用性能

消費電力・燃費の改善、長期使用、耐久性の向上

- 廃棄

廃棄製品の分別・回収性、処理時の安全性、環境保全性

4) 情報提供のお願い

丸山製作所グループへ納品いただく物品について、含有している環境負荷物質の把握をお願いいたします。把握いただいた物質の中で提供していただきたい情報は下記になります。**別紙 1**の「**化学物質調査票**」および関連する資料（SDS やミルシート、その他環境性能情報など）での提供をお願いいたします。

※ご提供いただいた内容は弊社社内のみで使用し、外部に公表することはありません。

< 情報提供内容 >

- 関係法令の規制対象物質名（英名でも可）
- CAS 番号
- 含有量および含有率
- 代替品とその機能情報

6. 参考文献

- 化審法（経済産業省 HP）：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/about_index.html

- 化管法（経済産業省 HP）：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

- 安衛法（e-GOV）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC0000000057>

- 欧州 RoHS 指令（原文）：

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32011L0065>

- 欧州 REACH 規則（原文）：

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX%3A32006R1907>

- 欧州 REACH 規則（環境省 HP）：<https://www.env.go.jp/chemi/reach/reach.html>